

新宿区基本構想審議会起草部会要綱

(平成 28 年 9 月 5 日部会長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新宿区基本構想審議会条例（昭和 60 年新宿区条例第 3 号。以下「条例」という。）第 7 条第 5 項の規定に基づき新宿区基本構想審議会起草部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、条例第 2 条に規定する新宿区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項のうち、その審議の効率的な運営を図るため新宿区基本構想審議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるものについて調査審議し、審議会に意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 部会は、条例第 7 条第 2 項の規定により会長が指名する 7 人以内の委員をもって組織する。

(部会長の代理)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規定により選任された部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の 3 日前までに、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(参考人)

第 6 条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 部会の会議は、公開とする。ただし、部会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(傍聴の取扱い)

第 8 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）の数は、部会長が定める。

2 部会長は、傍聴人が係員の指示に従わないとき、又は会場の秩序を乱したと認めるときは、退場を命じることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、傍聴に関する事項については、審議会の例による。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、条例第 2 条の規定により審議会が区長に対し答申した日の翌日に、その効力を失う。